明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（総務五四）　一

〔規則〕
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則（公正取引委二）　二

〔告示〕
○核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約のタジキスタン共和国による批准等に関する件（外務二九三）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一二六九～一二七八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二七九～一二八四）　三
○飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件（同一二八五）　五
○精米についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一二八六）　五
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（国土交通八二一）　五
○直轄地すべり防止工事を施行する件（同八二二）　五
○道路に関する件（東北地方整備局八二）　五

〔人事異動〕
最高裁判所　七

〔皇室事項〕
官庁事項　七

〔官庁報告〕
特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　七
登録タンカー安全担当者講習事務の休止（国土交通省）　七
甲種危険物等取扱責任者登録タンカー学科講習事務の休止（同）　七

〔公告〕
諸事項
官庁　八
金融商品取引業者に対する行政処分、有権者申出方、司法書士懲戒処分、製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係　八
裁判所　八
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　八

省令

総務省令第五十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の十九の二第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十二日

総務大臣　金子　恭之

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的方法による決議に係る構成員の承諾） **第二十二条の二の二**　認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一　前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式 3　第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	［新設］
第二十二条の二の三　［略］ **申請書様式**（第二十二条の二の三関係） ［略］	**第二十二条の二の二**　［同上］ **申請書様式**（第二十二条の二の二関係） ［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。